

藤原 不比等

2025. 2 横浜歴研 高田 茂

1. はじめに

昨年大河ドラマの主人公の一人は藤原道長であった。番組の中では、名前を覚えきれないほど多くの藤原姓の登場人物が現れたが、そのルーツをたどると今回の主役である藤原不比等に行き着く。戦前までは、藤原氏のルーツといえば中臣鎌足が挙げられる機会が多かったが、それは戦前の天皇制の影響で実態以上に天智天皇の懐刀であった鎌足が偶像視され認識されたものであった。鎌足の功業は、実態としては不明な箇所が多い。多分に子孫によって、特に藤原仲麻呂の『藤氏家伝』の影響もあり、架上された功績も存在すると思われる。一言でいえば、中臣鎌足像というのは藤原氏の偉大な祖先伝承といえる。今般は、実質的な藤原氏の創設者といえる藤原不比等の生きざまを見つめてみたい。しかしながら、彼の30歳までの人生は史料的に空白である。不比等は『日本書紀』の編纂に携わっているが、策士でもある彼の性格から、『日本書紀』の中には本当の不比等の姿が記録されていない場面も多いと思われる。

2. 生い立ち

不比等は中臣鎌足の次男として、斉明4年(658)に生まれ、幼少期を百済系渡来人のフミヒトである田辺史の許で送ったということは、後の律令や国史に深くかかわる機縁となった。又、鎌足薨去時12歳、壬申の乱期15歳であった年齢では、天武朝には官僚としての時期を送るには早すぎたと思われる。

彼は32歳の年である持統3年(689)に判事に任官。この時が『日本書紀』に初めて名前が記載された年であった。20歳の頃、時の右大臣蘇我臣連子の娘婿子と結婚。この婚姻により、不比等が大臣家としての蘇我氏の尊貴性を自己の系譜に取り入れることができた。蘇我氏と婚姻できたことは、それ以前に貴族層の間でも、不比等の存在価値がそれなりに認められていた証といえる。藤原氏は、実質上は鎌足(むしろ不比等)を始祖として氏を成立したばかりであるにも関わらず、蘇我氏の高い地位を受け継ぐ氏であることを、支配層に示すことができた。同時に後日実現されるように、娘の宮子や光明子の入内による天皇家との婚姻関係の構築によるミウチ氏族化という政略も、これまで蘇我氏が行ってきたことを取り入れたもので、七世紀以降、藤原氏の基本的戦略として受け継がれる。七世紀以降の奈良時代を主導したのは、藤原不比等とその子孫である。

それ以後、平安時代四百年の政治も不比等の次男房前の北家を中心とする藤原一族に

領導され、その余勢は京都公卿の中核として二十世紀にまで及んでいる。実に1,300年の長期に渡り、藤原氏が皇室の藩屏として、日本の政界に君臨してきたその基礎は、不比等によって築かれた。中臣鎌足薨去時、天智天皇が授けた「大織冠・大臣位・藤原氏」の三者が不比等によって最大限に利用され、藤原氏の興隆の基礎となった。

藤原氏の実質的な祖である不比等は、大宝律令の制定や平城京の造営といった功績、宮子光明子を通じての天皇家との姻戚関係によって権臣としての地位を確立したのであったが、その地位が又藤原氏と天皇家との新たなミウチ関係を生み出し、次の世代の藤原氏官人に高い地位を約束する根拠とされた。このようなミウチ化と蔭位制が、不比等の係累に大きな出世と活躍をもたらした。

3. 持統天皇との関係

不比等が律令制定の大きな役割を果たした大きな原因は、持統天皇との関係強化にあるといえる。持統天皇は、父天智天皇の惻愍で細心沈着な性格を継承し、直情径行の天武天皇の補佐役として最適であった。どちらかという、天武天皇の妻というイメージよりも、天智天皇の娘という意識が強かったように思う。持統天皇の母系をたどれば、持統天皇の母遠智娘と不比等の妻蘇我娵子はいとこであった。持統天皇の不比等に対する信認が大であったことは、天智天皇と鎌足との関わりを始めとして、このような姻戚関係も十分重きをなしていた。天武天皇は端的に皇位の篡奪者であり、それは人望を失いかねない致命的な汚点であった。天武天皇を「神」として祭り上げることによってすべて帳消しにされ、持統天皇の息子の草壁王統はこうして創出された。持統天皇の考えとしては、自分の血を引く草壁系の血脈を保つため不比等を重用。不比等に対する急速な昇叙や資人の賜与の背景には、持統天皇の鎌足・不比等に対する信頼が大であったことがうかがわれ、同時に不比等の持統天皇に対する貢献も大であった。不比等にとっては、藤原京の造営と整備が、持統天皇の信任を確固たるものにする絶好の機会となった。

持統天皇は草壁皇子の早逝の轍を踏まぬ為、草壁の息子の珂瑠皇子を15歳で文武天皇として即位させた。若年での即位には反対も多かったが、神話的権威をもつ持統天皇の譲りにこそ、文武天皇の即位の正統性のすべてであった。自らは太上天皇として文武天皇の保護・指導にあたった。不比等は文武天皇の即位により、天皇の舅となり、義父として少年天皇の治政を事実上補佐した。

自己の皇統の存続を強く希求する持統天皇にとって、皇位継承権のない安全な母方のミウチとしての藤原氏が、王権の輔政にあたり草壁皇統の後見者とされた。こうして律令国家の政権構造は確定した。

藤原不比等にとって重要な事柄は、文武2年(698)の詔である。「藤原朝臣が賜った姓は宜しく其の子の不比等が承継せよ。但し、意美麻呂等は、神事に供しているので宜しく

旧姓に復すように」という、あからさまに不比等家一族を利する詔を出した。藤原氏が政治、中臣氏が神事という分掌にし、不比等の望むままの詔となった。この詔によって、藤原不比等を始祖として不比等の子孫に限定した新しい藤原朝臣氏が成立した。又、大宝元年（701）に始まる律令体制での蔭位制は、鎌足の大織冠を正一位と解釈し、その蔭は子孫に至るまで高い蔭階を約束するものであった。この年持統天皇が就任した太政天皇制は、日本独自のもので持統天皇による文武天皇の後見という現実を法制化したものである。更に、首皇子（聖武天皇）の養育に関しては、珂瑠皇子（文武天皇）の乳母であった不比等の三番目の妻である県犬養宿祢三千代が当たったが、彼女は乳母というより病気の母宮子に代わる准「母」の立場で養育にあたった。こうした表向きの律令官制のみでなく、王権内部の内臣的立場での天王家との関わり合いは、他の氏族にはとてもおよびもつかないものであった。

持統天皇にとっては、ライバルである皇親は徐々に国政の中心から遠ざけられ、代わって皇位継承権のない安全な母方のミウチとしての藤原氏が王権の輔政にあたり、草壁皇統の後見者とみなされた。

4. 不比等の業績

不比等の生存時の各王権との関わり合いは次のようにいえる。

文武朝当初の四年間は、事実上義父の不比等が天皇を輔弼し国政を主導。大宝律令による新官制成立後の六年間は、大納言に補任され、議政官として国政に参与し、内政においては侍従として天皇の側近に侍し、内外両廷より政治を主導した。元明・元正両期においては、右大臣として事実上国政を主導した。

この時期、唐と朝鮮半島三国との生存をかけた厳しい状況のなか、わが国としても特に唐との対抗関係において、少しでも早く天皇を頂く畿内豪族層による律令国家の成立が急がれた。不比等はこうした時代背景のなか、律令制度の確立を目指す持統天皇の意思を基礎とし、ミウチ的結合によって結ばれた天皇家と藤原氏が相互に補完・後見しあって、律令国家の支配者層の更に中枢部分を形成したものである。天皇家との婚姻関係の構築によるミウチ氏族化という政略が、七世紀以降藤原氏の基本的政略として受け継がれる。

不比等の主要な業績としては、天武・持統朝以来の現実を踏まえてこれを継承・推進してきた。具体的な業績としては、大宝律令の施行・平城京の造営と遷都・和同開珎の鑄造による貨幣経済への指向・地誌国史の編纂・鉱物資源や各地産物の全国的基本調査・建元や支配領域拡大策など斬新な視角と高い見識のもとに、従来とは全く異なった新しい方策を続々と打ち出した。

特に律令制は、未開野蛮な慣習法の時代から成文法による政治を行う近代文明社会の段階に引き上げた大事業であった。不比等が晩年編纂した養老律令は、天平宝字元年（757）

孫の藤原仲麻呂によって施行され、明治維新まで約1,200年間不比等編纂の兩律令（大宝・養老）が、わが国政治の基本法典となった。

5. まとめ

藤原氏の位置づけとしては、かつて葛城氏や蘇我氏が天皇家の血の尊貴性を維持する為、姻戚関係によってそれを補完する氏族であったが、蘇我本宗家が滅亡した後、藤原氏はその役割を担うようになっていったと考えられる。その役割を存続させたものが、ミウチ化と蔭位制である。

ミウチ化については、珂瑠皇子（文武天皇）に不比等の娘宮子を、首皇子（聖武天皇）には不比等と三千代の娘である光明子を入内させ、皇室との姻戚関係を強化した。元明天皇時、首皇子の即位を確実にする為、宮子以外の嬪であった紀朝臣竈娘と石川朝臣刀子娘を妃とした嬪号剥奪事件は、不比等のミウチ化に対する執念がより強く表れた詔となった。

蔭位制については、父鎌足が天智天皇より与えられた大織冠という地位を律令制でいう正一位にして、不比等一家に限定しての繁栄を模索した。不比等の四人の息子（長男・武智麻呂、次男・房前、三男・宇合、四男・麻呂）がすべて初めから鎌足の大織冠の蔭を受けて正六位という高い蔭階で出世できたことはその証である。

以上のように、不比等が生涯を通してつくりあげたものは、天皇権力の確立高揚、国力の充実と民生の安定、藤原不比等一家の繁栄の三つに集約することができる。

参考文献

- | | | | |
|---------------|----------|---------|------|
| 『藤原不比等』 | 上田正昭 | 朝日新聞社 | 1986 |
| 『藤原不比等』 | 高島正人 | 吉川弘文館 | 1997 |
| 『藤原氏の研究』 | 倉本一宏 | 雄山閣 | 2017 |
| 『藤原氏一権力中枢の一族』 | 倉本一宏 | 中公新書 | 2017 |
| 『藤原四子』 | 木本好信 | ミネルヴァ書房 | 2013 |
| 『持統天皇』 | 瀧浪貞子 | 中公新書 | 2019 |
| 『持統天皇と藤原不比等』 | 土橋寛 | 中公新書 | 1994 |
| 『元明天皇・元正天皇』 | 渡部育子 | ミネルヴァ書房 | 2010 |
| 『県犬養橋三千代』 | 義江明子 | 吉川弘文館 | 2009 |
| 『持統天皇と皇位継承』 | 倉本一宏 | 吉川弘文館 | 2009 |
| 『蘇我氏一古代豪族の興亡』 | 倉本一宏 | 中公新書 | 2015 |
| 『女帝の世紀』 | 仁藤敦史 | 角川選書 | 2006 |
| 『平城京の時代』 | 坂本康俊 | 岩波新書 | 2011 |
| 『奈良時代』 | 木本好信 | 中公新書 | 2002 |
| 『平城京の時代』 | 佐藤信編 | 吉川弘文館 | 2010 |
| 『平城京の落日』 | 栄原永遠男 | 清文堂 | 2005 |
| 『天平の政治と争乱』 | 松尾光 | 笠間書院 | 1995 |
| 『日本書紀』 | 井上光貞監訳 | 中央公論新社 | 2003 |
| 『続日本紀』 | 直木孝次郎他訳注 | 平凡社 | 1986 |